国民の保護に関する基本指針の変更について

(下線部分は今回変更部分)	
変更後	変更前
国民の保護に関する基本指針目次	国民の保護に関する基本指針目次
(略)	(略)
第3章 実施体制の確立	第3章 実施体制の確立
第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確	第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確
立	立
1 事態対策本部	1 武力攻擊事態等対策本部
第4章 国民の保護のための措置に関する事項	第4章 国民の保護のための措置に関する事項
第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置	第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置
3 生活関連等施設の安全確保	3 生活関連等施設の安全確保
(2) 武力攻撃原子力災害への対処	(2) 武力攻撃原子力災害への対処
⑥ <u>避難退域時検査及び簡易除染</u> の実施	⑥ <u>スクリーニング及び除染</u> の実施
(略)	(略)
はじめに (略)	はじめに (略)
第1章 国民の保護のための措置の実施に関する	第1章 国民の保護のための措置の実施に関する
基本的な方針	基本的な方針
〇 (略)	〇 (略)
〇 (略)	〇 (略)
1~3 (略)	1~3 (略)
4 関係機関相互の連携協力の確保	4 関係機関相互の連携協力の確保
(1) 対策太部相互の連進の確保等	(1) 対策太部相互の連進の確保等

- (1) 対策本部相互の連携の確保等
 - ○<u>事態対策本部(</u>以下「対策本部」という。)、 都道府県国民保護対策本部(以下「都道府 県対策本部」という。)及び市町村国民保護 対策本部(以下「市町村対策本部」という。) は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保 護措置を総合的に推進するとともに、都道 府県国民保護対策本部長(以下「都道府県 対策本部長」という。)から <u>事態対策本部</u> 長 (以下「対策本部長」という。)に対し て、又は市町村国民保護対策本部長から都

(1) 対策本部相互の連携の確保等

○武力攻撃事態等対策本部(以下「対策本部」
という。)、都道府県国民保護対策本部(以
下「都道府県対策本部」という。)及び市町
村国民保護対策本部(以下「市町村対策本
部」という。)は、相互に緊密な連携を図り
つつ、国民保護措置を総合的に推進すると
ともに、都道府県国民保護対策本部長(以
下「都道府県対策本部長」という。)から
武力攻撃事態等対策本部長(以下「対策本

部長」という。) に対して、又は市町村国民

道府県対策本部長に対して、国民保護措置 に関する総合調整を行うよう要請があった 場合には、対策本部長又は都道府県対策本 部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要が ある場合には速やかに所要の総合調整を行 うものとする。

(2) • (3) (略)

5~9 (略)

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

第1節 (略)

第2節 NBC攻撃の場合の対応

1 核兵器等

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

〇核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の 避難退域時検査及び簡易除染(防災基本計 画(原子力災害対策編)の簡易除染をいう。 以下同じ。) その他放射性物質による汚染の 拡大を防止するため必要な措置を講じる必 要がある。

2・3 (略)

第3章 実施体制の確立

第1節 (略)

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 事態対策本部

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

保護対策本部長から都道府県対策本部長に 対して、国民保護措置に関する総合調整を 行うよう要請があった場合には、対策本部 長又は都道府県対策本部長は、その要請の 趣旨を尊重し、必要がある場合には速やか に所要の総合調整を行うものとする。

(2) • (3) (略)

5~9 (略)

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

第1節 (略)

第2節 NBC攻撃の場合の対応

1 核兵器等

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

○核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の スクリーニング及び除染 その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2・3 (略)

第3章 実施体制の確立

第1節 (略)

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 武力攻擊事態等対策本部

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

〇 (略)

2~6 (略)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 (略)

第2節 避難住民等の救援に関する措置

1~4 (略)

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき 事項

〇 (略)

〇 (略)

- (1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の 医療活動
 - 〇内閣総理大臣は、関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする。
 - 〇内閣総理大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、<u>被ばく医療活動</u>を行うよう要請するものとする。
 - 〇指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる <u>被ばく医療に係る医療チーム</u>は、都道府県 対策本部のもとで、<u>汚染・被ばく患者及び</u> <u>被ばく傷病者(汚染・被ばく</u>したおそれの ある者を含む。)に対する診療について、 トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に

〇 (略)

〇 (略)

2~6 (略)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 (略)

第2節 避難住民等の救援に関する措置

1~4 (略)

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき 事項

〇 (略)

〇 (略)

- (1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の 医療活動
 - ○内閣総理大臣は、関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣〕を 指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立 高度専門医療研究センター、国立大学病院 等の医療関係者等からなる <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>の現地への派遣の求めなど を行わせるものとする。
 - 〇内閣総理大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、<u>緊急被ばく医療活動</u>を行うよう要請するものとする。
 - 〇指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>は、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者(被ばくしたおそれのある者を含む。)に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現

応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。また、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。

〇 (略)

(2) • (3) (略)

6 (略)

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置 1・2 (略)

- 3 生活関連等施設の安全確保
- (1) (略)
- (2) 武力攻撃原子力災害への対処
 - (1)~(5) (略)
 - ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染の実施
 - ○対策本部長並びに都道府県知事及び原子 力事業者は、避難 又は一時移転(防災基 本計画(原子力災害対策編)の一時移転 をいう。) の際の住民等に対する 避難退 域時検査及び簡易除染 の実施について は、防災基本計画(原子力災害対策編) の定めの例により行うものとする。

(7) (略)

4~9 (略)

第4節~第7節 (略)

第5章 緊急対処事態への対処

- 〇 (略)
- 〇 (略)

第1節 緊急対処事態

○緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後

地医療機関の関係者を指導するとともに、 自らもこれに協力して医療活動を行うもの とする。また、国立高度専門医療研究セン ター、国立大学病院等の医療関係者もこれ と同様の活動を行うよう努めるものとす る。

〇 (略)

(2) • (3) (略)

6 (略)

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1・2 (略)

- 3 生活関連等施設の安全確保
- (1) (略)
- (2) 武力攻撃原子力災害への対処

(1)~(5) (略)

- ⑥ スクリーニング及び除染の実施
 - 〇対策本部長並びに都道府県知事及び原子 力事業者は、避難の際の住民等に対する スクリーニング及び除染 の実施につい ては、防災基本計画(原子力災害対策編) の定めの例により行うものとする。

(7) (略)

4~9 (略)

第4節~第7節 (略)

第5章 緊急対処事態への対処

- 〇 (略)
- 〇 (略)

第1節 緊急対処事態

○緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手 段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生し た事態又は当該行為が発生する明白な危険が 日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要な事態であり、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条の規定により緊急対処事態対処方針(緊急対処事態に関する対処方針をいう。以下同じ。)において緊急対処事態が認定されたときは、緊急対処保護措置を総合的に推進する。

〇 (略)

1・2 (略)

第2節・第3節 (略)

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続(略)

切迫していると認められるに至った事態(後 日対処基本方針において武力攻撃事態である ことの認定が行われることとなる事態を含 む。)で、国家として緊急に対処することが 必要な事態であり、事態対処法第25条の規 定により緊急対処事態対処方針(緊急対処事 態に関する対処方針をいう。以下同じ。)に おいて緊急対処事態が認定されたときは、緊 急対処保護措置を総合的に推進する。

〇 (略)

1・2 (略)

第2節・第3節 (略)

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続 (略)